

配達用車両などへの駐車許可証発行の申入れ書

2006年6月20日

愛媛県議会日本共産党議員団 佐々木 泉

愛媛県警察本部長 栗野友介殿

6月1日に民間監視員による駐車違反の取り締まりが始まって以来、配達・集荷・運送にかかわる商工業者から「これではやってられない」と悲鳴が起っています。短時間の作業にもかかわらず、有料駐車場に車を入れてそこから荷物を運ぶ、やむを得ず携帯電話で相手呼び出して取りに来させたり番をしてもらわねばならないなど、営業に深刻な支障が出ています。

もちろん悪質な違法駐車や放置自動車の取り締まりは強化すべきと考えますが、営業用の貨物車両が業務の必要のために行なう駐車まで摘発することがあってはなりません。また、老人介護など福祉車両への配慮が必要です。

新制度に先立って、深刻な事態が予測されたため、私たちはさる5月26日に貴職に対して、申し入れを行ないましたが、それ以後、有効な手立てが講じられていないように考え、再度の申し入れを行なうものです。

これについて、警察庁は、6月8日に運送関連業者の申し入れに対して、交通局交通規制課が「実態を聞き、必要に応じて許可証を発行する」と回答。また、京都府警では、「商店街での駐車禁止解除の申し入れがあれば、周辺関係者の合意や安全面などの条件が整えば検討する」「保育園から申し入れがあれば、その時間帯について、配慮することも考えられる」との見解を示しています。

実際にも、福岡市中心部の天神地区では5ヵ所の道路で早朝、昼間などの貨物車両の駐車規制を解除、広島市、呉市、福山市でも14区間で集配が多い時間帯の貨物車両の規制を解除、群馬県高崎市でJR駅周辺の商店街などで午前9～11時の規制緩和を実施するなどの例が各地にあります。

また、新潟県の道路交通法施行細則では、駐車禁止対象除外車両として、「死者の運搬車、公害調査車、巡回入浴車、犬捕獲車、はり師、きゅう師使用車、執行官使用車、徴税吏員使用車、老人保健医療業務等使用車、身体障害者の使用車、地域包括支援センター業務車両」を掲げています。

国会答弁でも、「やむを得ず駐車禁止規制の道路に駐車し、5分を超えて荷貨物の積卸しをする場合は警察署長の許可を受けていただく」「荷物の搬入、引越など、運転者が近くにいる場合、放置違反金の対象ではない。許可は交番でもできるというような便宜を計らうよう最大限努力している」（04年4月8日参議院内閣委員会 警察庁交通局長）としてきた経緯があります。

そこで、以下のとおり申し入れます。

記

- 1、新しい駐車違反取り締まり実施後の影響などについて実態把握を行うこと。
- 2、営業用貨物車両について、必要に応じて交番などで許可証を発行すること。
- 3、老人介護などの送り迎えの車両についても許可証を発行すること。
- 4、商店街、保育所周辺などでの規制解除を行なうこと。
- 5、以上の対策について、県民にわかるよう周知徹底すること。

以上

<参考> 参議院内閣委員会議事録（04年4月8日）より人見信男警察庁交通局長答弁

○政府参考人（人見信男君） お答え申し上げます。

ただいま先生御指摘のとおり、やむを得ず駐車禁止規制のされている道路に駐車し、5分を超えて荷、貨物の積卸しを行うような場合、こういった場合には道路交通法四十五条一項の規定によりまして警察署長の許可を受けていただくこととなりますが、御参考までに申し上げますと、警視庁の場合ですと、昨年の四月から本年二月までの数字で約一万件、大阪府警の場合ですと、平成十五年、これが約五千六百件と承知しておるところでございます。

○政府参考人（人見信男君） お答え申し上げます。

引越しの関係でございますけれども、これは荷物の、今私どもがこの放置違反金で問題にしていますのは放置駐車、すなわち運転者がいない場合ですね。したがって、荷物の搬入、引越など、運転者が近くにいる場合、こういった場合は放置違反金の対象じゃございません。

それからまた、この許可でございますけれども、これは、例えば東京都道路交通規則などを見ますと、交番でもできると、こういうような便宜を計らうように最大限努力しているところでございます。